

火災共済

住宅災害等給付金付火災共済

住宅災害等給付金付火災共済事業細則

契約の発効日または更新日が、2024年3月1日以前の制度内容です

- 「しおり」を表示していただくと、目次としてご利用いただけます。

(総 則)

第1条 教職員共済生活協同組合(以下「この組合」という。)は、住宅災害等給付金付火災共済事業規約(以下「規約」という。)第79条(細則)にもとづき、この細則を定める。

(「生計を一にする」および「親族」の定義)

第2条 規約中にいう、「生計を一にする」ことの認定は、住民票または所属長(学校長)、市町村長、町内会長、自治会長の発行する居住証明書をもって行う。

2 規約中にいう「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいう。

(併用住宅の用途)

第3条 規約第8条(共済の目的 建物)第1項第3号ウにいう「細則で定める用途」とは、つぎの各号の用途をいう。

- (1) 常時10人以上が業務に従事する事務所
- (2) 火薬類専門販売業および再生資源集荷業
- (3) 作業員宿舍および簡易宿泊所
- (4) 貸座敷、待合、割烹および料亭
- (5) キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビアホールその他これらに類するもの
- (6) 映画館、劇場および遊戯娯楽場
- (7) 工場、作業場(常時5人以上が作業に従事するもの。)および倉庫

2 規約第8条(共済の目的 建物)第1項の共済の目的となることのできる建物のうち、賃貸借契約(無償賃貸も含む)にもとづき、共済契約関係者以外の者(以下、この項において「賃借人」という。)に貸与している建物であって、組合の承諾を得た場合には、その建物を共済の目的とすることができる。ただし、規約第8条第1項第3号の規定にかかわらず、同号アの建物において、賃借人がもっぱら居住している部分は、規約第8条第1項第3号の「併用住宅」とみなす。

(建築中の建物の基準)

第4条 規約第8条(共済の目的 建物)第2項第1号にいう「細則で定める基準」とは、つぎの各号の条件のすべてをみたすことをいう。

- (1) 建築工事の注文者が、建物の完成後所有者となること。
- (2) 建築工事の注文者が、建物の共済契約者となること。
- (3) 建築請負業者が、その建築中の建物にかかる保険等に加入していないこと。
- (4) 建前完了時以後であること。

(新規契約において30日をこえて1年以内の空家を引き受ける場合の基準)

第5条 規約第8条(共済の目的 建物)第2項各号にいう「この組合が細則で定めるもの」とは、30日以内の入居が困難な事情および1年以内の入居が確実に見込まれる事情ならびに必要なつきみたすべき条件を定める基準をいう。

(共済契約の継続の特例)

第6条 共済契約期間中に規約第6条(共済契約者の範囲)および規約第7条(被共済者の範囲)に規定する範囲外となった場合は、当該共済契約の期間が満了する日まで継続できるものとする。

(同一敷地内の複数の建物にかかる共済契約の締結の単位)

第7条 同一敷地内に2以上の建物がある場合において、そのいずれもが規約第8条(共済の目的 建物)第1項の建物であり、かつ、規約第15条(共済契約の締結の単位)第1項に定められた共済の目的ごとの共済契約の締結がされていないときは、同一敷地内の共済の目的とすることができるすべての建物または家財について一括して共済契約が締結されているとみなすことができる。ただし、共済契約関係者が居住している建物

に限る。

- 2 前項の締結がされている場合の損害の額および焼破損割合の算出は、棟ごとに行い共済金を決定する。

(追加共済掛金の払込みにおけるこの組合が指定する期日)

第8条 規約第47条(共済掛金の返戻または追徴) 第3項にいう「細則で定める基準によりこの組合が指定する期日」とは、共済掛金の払込みに必要な相当の期間としてこの組合が共済契約者に対し指定する日をいう。

(各共済金請求の提出書類)

第9条 規約第25条(共済金の請求)にいう「細則で定める書類」とは、共済金の種類ごとに、つぎの各号に規定する書類をいう。

【各共済金請求の提出書類】

提出書類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
共済金の種類	共済金請求書	共済金申請付属書	共済事故の証明書 (関係官署の権災証明書またはこれに代わるべき証明書)	登記簿謄本または登記事項証明書 (建物に損害がある場合)	死亡診断書(死体検案書)	その他、組合が規約第27条(共済金等の支払いおよび支払場所)第1項に規定する必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として、共済契約締結の際に交付するハンドブックにおいて記載したものをいう。
火災等共済金 住宅災害等共済金	○	○	○	○		○

持ち出し家財共済金	○		○			○
失火見舞費用共済金 漏水見舞費用共済金	○		○			○
修理費用共済金	○	○	○			○
住宅災害死亡共済金	○	○	○		○	○
風呂の空焚見舞金	○	○	○			○

(注) ○は、必要書類。

- 2 前項の規定にかかわらず、この組合は、前項の書類の一部の省略を認めることができる。

(共済契約の解約の手続き)

第10条 共済契約者は、規約第36条(共済契約の解約)の定めにより共済契約の解約を行う場合には、この組合所定の書類に必要な事項を記入し、署名または記名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。

(空家の取扱い)

第11条 規約第46条(通知義務)第2項にいう「細則で定める基準」とは、つぎの各号のいずれもみたすことをいう。

- (1) 空家または無人となった建物の外部および内部について月1回以上の見回り、点検等の管理ができること。ただし、第2号ウの場合を除く。
- (2) つぎのいずれかの事情により空家または無人となった建物についてその後の入居または売り家とすることが確実に見込まれること。
 - ア 職務上の都合による転居を伴う転勤または出張
 - イ 貸家での入居者の移転

- ウ 土砂災害などでの避難指示
- エ 入院、療養、介護または身体の障害
- オ 共済契約者の死亡
- カ その他やむをえない事情があるものとしてこの組合が特に認めるもの

(再取得価額の算定および制限)

第 12 条 共済の目的である建物の再取得価額は、当該建物の所在地、構造に応じて、つぎの加入基準に定める額に当該建物の延坪数を乗じて得た額（以下「建物の標準加入額」という。）以内とし、その上限は 4,000 万円とする。

【建物の加入基準】 (坪あたり、単位 万円)

物件所在地名	木造	耐火構造
埼玉、千葉、東京、 神奈川、京都、 奈良、大阪、兵庫	70	80
上記以外	60	70

2 共済の目的である家財の再取得価額は、共済契約関係者の人数および世帯主の年齢に応じて、つぎの加入基準に定める金額（以下「家財の標準加入額」という。）以内とする。ただし、共済契約関係者の居住する住宅の延坪が 10 坪未満の場合において、700 万円をこえる金額のときは、700 万円を限度とする。

【家財の加入基準】 (単位 万円)

人数 世帯主 年齢	人数				
	単身	2人	3人	4人	5人以上
30 歳未満	400	800	900	1,000	1,400
30 歳以上 40 歳未満	600	1,500	1,600	1,800	2,000
40 歳以上 50 歳未満	900	2,000	2,000	2,000	2,000
50 歳以上	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000

3 共済契約を締結したのちにおいて、共済の目的である建物または家財に変更が生じ、変更後に第 1 項および第 2 項により再計算した建物または

家財の標準加入額が共済契約締結のときの建物または家財の標準加入額以下となった場合において、当該共済契約にもとづく共済金額は、組合が認めた場合を除き、それぞれ変更後に再計算した建物または家財の標準加入額とする。

(耐火構造および木造の定義)

第 13 条 規約第 49 条（基本契約共済金）第 2 項および規約別紙第 1「掛金額算出方法書」にいう「耐火構造の建物」とは、つぎのとおりとする。

- (1) 建物の主要構造物のうち、柱、はりおよび床がコンクリート造または鉄骨を耐火被覆したもので組立てられ、屋根、小屋組および外壁のすべてが不燃材料で造られたもの
- (2) 外壁のすべてが下記のいずれかに該当する建物
 - ア コンクリート造
 - イ コンクリートブロック造
 - ウ れんが造
 - エ 石造
 - オ 土蔵造

2 規約別紙第 1「掛金額算出方法書」にいう「木造の建物」とは、前項に規定する耐火構造の建物以外のものとする。

(建物構造区分の誤りの処理)

第 14 条 この組合は、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、当該共済期間中のその共済契約に適用すべき建物構造区分による共済掛金の額とそれまでに適用されていた建物構造区分による共済掛金の額との差を計算し、その額を返戻または追徴する。

- (1) 共済契約者が共済契約締結もしくは規約第 20 条（共済契約の更新）第 4 項から第 7 項までの規定による更新のときに告げた建物構造区分について誤りがあることが判明した場合

- (2) 規約第 46 条（通知義務）第 1 項第 2 号の事由が発生したにもかかわらず、この組合の定める書式によりその旨をこの組合に遅滞なく通知せず、建物構造区分について誤りがあることが判明した場合
- 2 前項の規定は、つぎの各号のいずれかの場合には適用しない。
- (1) 規約第 38 条（告知義務による共済契約の解除）第 1 項の規定により共済契約を解除した場合。ただし、共済契約者が当該共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合は除く。
- (2) 規約第 39 条（通知義務による共済契約の解除）第 1 項の規定により共済契約を解除した場合。ただし、共済契約者が当該共済事故の発生が危険増加をもたらした事実によらなかったことを証明した場合は除く。
- 3 第 1 項の規定により、共済掛金の差額を返戻する場合において、その共済契約が更新されたものであり、かつそれ以前の共済契約においても適用すべき建物構造区分に誤りがあるときは、第 1 項による返戻の額と合わせて 3 年間分を限度として共済掛金の差額を払い戻す。
- 4 第 1 項の規定にもとづき、この組合が、追徴となる共済掛金（以下、この条において「追加共済掛金」という。）を請求した場合において、共済契約者は、共済掛金の払込みに必要な相当の期間としてこの組合が共済契約者に対し指定する日までに、追加共済掛金を払い込まなければならない。
- 5 この組合は、前項のこの組合が指定する期日までに追加共済掛金の全額の払込みがない場合は、共済契約を将来に向かって解除することができる。
- 6 第 1 項の規定にもとづき、この組合が追加共済掛金を請求した場合において、前項の規定によりこの共済契約を解除できるときは、この組合は共

済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。

（建築中の建物の共済金額等）

- 第 15 条 規約第 8 条（共済の目的 建物）第 2 項第 1 号に規定する建物について、火災等または住宅災害等による損害が生じた場合において、この組合が支払う共済金の額は、規約第 50 条（火災等共済金）第 2 項または規約第 51 条（住宅災害等共済金）第 2 項に規定する金額に、つぎに該当するそれぞれの割合を乗じて得た額とする。
- (1) 基礎工事より屋根工事終了まで 40%
- (2) 内外壁工事終了まで 70%
- (3) 工事が終了して入居するまで 100%

（火災等共済金の算定方法）

- 第 16 条 規約第 50 条（火災等共済金）第 2 項にいう「細則で定める基準」は、つぎのように定め、損害（第 5 項ならびに第 6 項によって算出された割合によるものとする。以下「焼損割合」という。）の程度による割合に応じて共済金額を決定する。

給付区分	焼損割合	共済金額 (1 口あたり)
全焼損	66%以上	100,000 円
半焼損	60～66%未満	75,000 円
	55～60%未満	70,000 円
	50～55%未満	65,000 円
	45～50%未満	60,000 円
	40～45%未満	55,000 円
	35～40%未満	50,000 円
	30～35%未満	45,000 円
	25～30%未満	40,000 円
一部焼損	20～25%未満	35,000 円
	17～20%未満	30,000 円
	12～17%未満	25,000 円
	7～12%未満	20,000 円
	4～7%未満	15,000 円
	4%未満	10,000 円未満

- 2 前項にいう「全焼損」、「半焼損」および「一部

焼損」とは、それぞれつぎの各号のとおりとする。

- (1) 「全焼損」とは、建物または家財の 66 パーセント以上を焼損失した場合をいい、損害の程度はそれに見たないが、残存部分に補修を加えてもなお使用できない場合を含む
 - (2) 「半焼損」とは、建物または家財の損害の程度が全焼のそれに見たないが、建物または家財の 20 パーセント以上を焼損失した場合をいう
 - (3) 「一部焼損」とは、建物または家財の 20 パーセント未満を焼損失した場合をいう
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、焼損割合が 0.5% に満たない場合の共済金額は 1 口あたり 1,000 円または実際に支払った補修費用のいずれか小さい額とする。
- 4 第 1 項および前項にかかわらず、火災を伴わない落雷による損害に対する共済金額は、1 口あたり 1,000 円または実際に支払った補修費用のいずれか小さい額とする。
- 5 第 1 項にいう「焼損割合」には、消防または避難に必要な処置の損害を含む。つぎの各号の消防または避難に必要な処置による損害を含む。
- (1) 消防による破壊または冠水によって生じた建物または家財の損害
 - (2) 避難に必要な処置によって生じた建物または家財の損害
- 6 第 1 項にいう「焼損割合」の算定は、建物については別表「建物基準点数表」にもとづいて行うものとする。
- 7 規約第 50 条（火災等共済金）第 3 項にいう「再取得価額」の算定は、この組合の調査結果にもとづいて行なうものとし、必要に応じて建物・家財評価に関する各種資料および所定の様式により提出された見積書を参考にすることができる。
- 8 規約第 50 条（火災等共済金）第 4 項第 1 号にいう「建物の基本契約共済金額の 10 パーセント」を限度として火災等共済金を支払う場合とは、建

物の基本契約共済金額が 4,000 万円未満で、かつ、建物の標準加入額未満であるときをいう。

- 9 規約第 50 条（火災等共済金）第 4 項第 2 号にいう「細則に定める建物の標準加入額の 10 パーセント」を限度として火災等共済金を支払う場合とは、建物の基本契約共済金額が、4,000 万円または建物の標準加入額以上であるときをいう。
- 10 規約第 60 条（他の契約等がある場合）第 1 項および第 2 項にいう「損害の額」は、規約第 50 条（火災等共済金）第 1 項に定める火災等共済金においては、第 7 項により算定された再取得価額と同額とする。

（住宅災害等共済金の算定方法）

第 17 条 規約第 51 条（住宅災害等共済金）第 2 項における住宅災害等共済金の額は、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の損害の程度に応じて、つぎの金額を限度とする。

給付区分	損害割合・損害額		支払限度額
全壊・流失	66%以上		450 万円
半壊	46～66%未満		250 万円
	20～46%未満		150 万円
一部壊	20%未満	100 万円超	40 万円
		50 万円超 100 万円以下	20 万円
		20 万円超 50 万円以下	10 万円
		20 万円以下	5 万円または実際に支払った補修費用のいずれか小さい額

給付区分	損害割合・損害額		支払限度額
床上浸水	全床面の50%以上にわたる浸水	150cm以上	150万円
		100～150cm未満	100万円
		70～100cm未満	70万円
		40～70cm未満	50万円
		40cm未満	30万円
	全床面の50%未満にわたる浸水	100cm以上	30万円
		100cm未満	10万円

- 2 規約第 51 条（住宅災害等共済金）第 6 項にいう「細則で定める基準」とは、公正な損害の額の算出および損害の程度の認定のために定める各種構成部および品目に関する価額ならびにこれらの確認に要する資料に関する基準をいい、必要に応じて建物評価に関する各種資料および所定の様式により提出された見積書を参考にすることができる。
- 3 前項において、建物の損害割合の認定については、別表「建物基準点数表」にもとづくものとする。
- 4 第 2 項に定める損害には、消防または避難に必要な処置の損害を含む。
- 5 規約第 60 条（他の契約等がある場合）第 1 項および第 2 項にいう「損害の額」は、規約第 51 条（住宅災害等共済金）第 1 項に定める住宅災害等共済金においては、その損害の生じたときの再取得価額（共済の目的と同一の構造、質、用途、規模、型および能力のものを再築もしくは再取得、または共済の目的を修復するために要する額をいう。以下この条において同じ。）に相当する額とする。
- 6 前項の再取得価額の算定については、必要に応じて建物・家財評価に関する各種資料および所定の様式により提出された見積書を参考にすること

とができる。

（持ち出し家財共済金の算定方法）

- 第 18 条 規約第 52 条（持ち出し家財共済金）第 3 項にいう「再取得価額」の算定は、この組合の調査結果にもとづいて行なうものとし、必要に応じて家財評価に関する各種資料および所定の様式により提出された見積書を参考にすることができる。
- 2 規約第 60 条（他の契約等がある場合）第 1 項および第 2 項にいう「損害の額」は、前項により算定された再取得価額と同額とする

（質権の設定）

- 第 19 条 共済契約者に対し、この組合が指定した金融機関または団体が建物を担保として貸付を行う場合、当該金融機関または団体は当該共済契約の共済金請求権に質権を設定することができるものとする。
- 2 前項の質権設定額は、当該共済契約の基本契約共済金額の範囲内とする。
 - 3 質権設定に関する運用および手続きに関する事項は、別に定めるところによる。

（申込期間中の特例）

- 第 20 条 同一の共済の目的に対して契約の更新を行うために申込みを行った場合の申込期間中の損害に対しては、当該更新契約の共済金額が、現に当該共済の目的に契約している共済契約の共済金額をこえているものであって、かつ、そのこえた額について規約第 50 条（火災等共済金）および規約第 51 条（住宅災害等共済金）に準じて共済金を支払うものとする。

（細則の変更）

- 第 21 条 この組合は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の

事情により、細則を変更する必要が生じた場合等には、民法(明治29年4月27日法律第89号)第548条の4(定型約款の変更)にもとづき、この細則にかかわる契約内容を変更することができる。

- 2 前項の場合には、この組合は、細則を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。
- 3 前項の電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則(昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号)第53条(電磁的方法)第1項第1号にもとづくものをいう。

付 則

- 1 この細則の改廃は理事会の議を経て行う。
- 2 この改正細則は1968年5月28日より施行する。
- 3 この改正細則は1970年2月4日より施行する。(第4条)
- 4 この改正細則は1970年6月7日より施行する。(第4条)
- 5 この改正細則は1971年12月1日より施行する。ただし1971年11月30日以前に締結した共済契約については第3条第1項第1号但し書の規定は適用しないものとする。(第3条、第13条)
- 6 この改正細則は1975年1月1日より施行する。(第3条、第4条、第4条第2項)
- 7 この改正細則は1976年4月1日より施行する。(第4条、第4条第2項、第21条)
- 8 この改正細則は1978年4月1日より施行する。(第4条(2)イ、別表1)
- 9 この改正細則は1980年4月1日より施行する。(第4条第1項(1)、(2)、第2項別表1、第4条

– 2、第1項、第5条第3項)

- 10 この改正細則は1980年12月1日より施行する。(第3条第1項、第4条第2項別表1–4□にかかわる注)
- 11 この改正細則は1981年4月1日より施行する。(第11条第2項)
- 12 この改正細則は1982年4月1日より施行する。(第3条、第4条、第5条、第6条、第9条、第16条)
- 13 この改正細則は1982年7月10日より施行する。(第3条第1項(3))
- 14 この改正細則は1986年4月1日より施行する。(第6条)
- 15 この改正細則は1986年8月1日より施行する。(第17条)
- 16 この改正細則は1988年1月1日より施行する。(第2条第1項、第3条第1項第1号、第5条、第10条)
- 17 この改正細則は1989年4月1日より施行する。(第18条)
- 18 この改正細則は1989年8月1日より施行する。(第6条)
- 19 この改正細則は1991年1月1日より施行する。(第10条)
- 20 この改正細則は1995年4月1日より施行する。
- 21 この改正細則は1996年4月1日より施行する。(第1条)
- 22 この改正細則は2001年6月29日より施行する。(第2条(6))
- 23 この改正細則は、2008年2月8日より施行し、2007年4月1日より適用する。(改正第19条)
- 24 この改正細則は、2008年3月4日より施行し、2008年5月1日以降を始期とする共済契約より適用する。ただし、更新契約においては、第26条の削除は、2008年7月1日以降を始期とする共済契約より適用する。
- 25 この細則は、2010年3月26日から施行し、

2010年4月1日以後に発効する共済契約（更新契約を含む。）から適用する。

26 この細則は、2014年11月26日から施行し、2015年2月1日から適用する。ただし、適用の日現在、現に存する共済契約については、改正後第3条（併用住宅の用途）第2項および改正後第12条（再取得価額の算定および制限）第3項を除き、その共済期間の満了にいたるまで従前の例によることとし、共済事故が適用日以後に発生した場合には、改正後第9条（各共済金請求の提出書類）を適用する。

27 この細則の一部改正は、2017年9月1日から施行し、2017年9月1日から適用する。

28 この細則の一部改正は、2018年4月1日から施行する。

29 この細則の一部改正は、2020年4月1日から施行する。ただし、第21条（細則の変更）については、施行の日現在、現に存する共済契約についても将来に向かって適用する。

別表「建物基準点数表」

(1) 木造住宅の点数表

構造		内容	基本配点
屋根部	屋根	瓦・トタン・野地板等	10
	小屋組	棟木・梁・束・母家等	10
周囲の部	天井	天井板・野縁・釣木等	10
	柱	管柱・通柱・床柱等	15
	外壁	塗壁・新建材等	10
	内壁	繊維壁・クロス張等	10
	造作	押入れ・階段・便所等	10
	建具	板戸・ガラス戸・障子等	10
	畳	畳・ジュータン	5
	床	床板・土台・根太等	10
合 計			100

(2) 耐火構造建物の点数表

構造		内容	基本配点
天井の部	天井	天井下地・目スカシ天井・格天井・合板・張天井・クロス張天井・左官塗天井等	10
周囲の部	内壁	繊維壁・耐水性繊維壁・ブラスター壁・クロス壁等	10
	建具	木製とアルミ又はスチールに大別されるサッシ戸・襖等	30
	柱	管柱・半柱・床柱等	15
	造作	流し台・水切台・浴槽・便所・押入れ・造り付戸棚等	20
床の部	畳	畳・ジュータン・その他の仕上げ材等	5
	床	フローリングブロック張・タイル張・畳寄せ・上がり框等	10
合 計			100